

適用除外火工品審査実施要領（内規）の制定について

平成 25 年 12 月 5 日
商務流通保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

1. 適用除外火工品について

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）は、基本的にすべての火薬類（火薬、爆薬及び火工品）の製造・販売・貯蔵・消費等の取扱いを規制しているが、一部の火工品については、その火工品としての安全性及び取扱状況（用途、使用場所、流通形態等）に鑑み、法第 2 条第 1 項第 3 号へ及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。）第 1 条の 4 第 7 号の規定により、「災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないもの」を経済産業大臣が指定することにより、法の適用を除外している。

このように法の適用を除外された火工品は、完成品となった段階から、販売・貯蔵・消費等において法の適用を受けない。ただし、適用除外火工品の製造中における火薬、爆薬及び火工品の取扱いについては、法の適用を受ける。

2. 現状の指定過程と審査実施要領の必要性について

現状においては、ある火工品を適用除外火工品として指定を受けたい場合、それを求める者（以下「要望者」という。）が、過去の事例を参考に、当該火工品の安全性を評価するために様々な試験を実施している。その試験結果は、「産業構造審議会保安分科会火薬小委員会火工品検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）において、技術的観点から安全性の審査がなされ、安全性が確認された後に、当該火工品を適用除外火工品として指定、公示している。

しかしながら、当該制度は、規則第 1 条の 4 第 7 号において、「災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの」と規定されているのみであって、平成 3 年度経済産業省委託事業により作成された「火工品安全性評価試験法と判断基準」（別添）を除き、手続き及び当該火工品の安全性を判断する具体的な基準が規定されていない。このため、「WG」において当該火工品の安全性を評価する上で求められる要件が不明瞭となっている。

このような状況に鑑み、適用除外火工品を指定する際の安全性を適切に評価するための審査手続、試験方法及び判定基準を定めることが必要である。

3. 制定する内規の概要

規則第1条の4第7号に基づく「経済産業大臣が指定するもの」の指定に際して、その審査要領となる「適用除外火工品審査実施要領（内規）」を定める。

具体的には、適用除外火工品の指定に際して、その手続を規定するとともに、海外における試験方法や要求事項を参考にしながら、これまで適用除外火工品の指定を要望された場合に鉱山・火薬類監理官付が当該要望者に対して求めてきた事項（「火工品安全性評価試験法と判断基準」（別添）、平成22年度に「総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会」においてとりまとめられた指定する上で望ましい事項等）を明確化する。

4. 今後のスケジュール

平成25年12月5日　WG開催

平成25年12月中旬～平成26年1月下旬	パブリックコメント
～平成26年2月上旬	内規制定・施行